

## 保育士修学資金貸付申請書

※法定代理人が生活保護を受給している場合のみ、本用紙を使って連帯保証人（一定の収入がある20歳以上の者）をもう1名立ててください。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

【連帯保証人記載欄】

フリガナ					男・女	生年月日	大正 昭和 年 月 日 平成 ( 歳)	申請者との関係
連帯保証人氏名								
住所及び連絡先	〒 _____ 電話 自宅 _____ / 携帯 _____							
勤務先	名称				前年度の所得額	円		
	住所及び連絡先	〒 _____ 電話 _____						
負債状況	有無	有・無	金額	円	内容			
	現在状況	借受中・返済中・猶予(据置中)・滞納・債務整理中・免責・その他( )						
<p>上記の申請者が貸付けを受ける保育士修学資金において、同意事項に同意のうえ、申請者と連帯して債務を負担します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会会長 様</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 <span style="float: right;">㊞</span></p>								

【同意事項】

- 1 貸付申請書の記載事項及び添付書類に不明な点がある場合は、官公署等に調査を依頼し、事実確認を行うこと。
- 2 貸付申請時及び貸付が決定した後、必要に応じ官公署等に調査を依頼し、暴力団員該当性情報の報告を求めること。
- 3 貸付が決定した後、借受人・連帯保証人が転出もしくは行方不明になった場合は、官公署等に調査を依頼し報告を求めること。
- 4 本資金は、審査のうえ、貸付の可否について決定するため、審査の結果、希望に添えない場合があること。また、審査の結果、不承認になった場合、その理由は回答しないこと。
- 5 貸付の可否にかかわらず、提供した申請書類一式について返却されないこと。
- 6 記載した個人情報について、本資金に必要な範囲で利用すること。
- 7 貸付決定を受けた後は、さいたま市社会福祉協議会の指示に従って、必要な報告及び届出等を行うこと。